平成２４年（フ）第６５６号
熊本市西区小島９丁目19番13号
債務者　原田　　巧
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６５４号
大阪市住之江区御崎４丁目１番24号
債務者　山田　雄哉（旧姓生見）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０６号
大阪市城東区野江１丁目11番１―409号
債務者　藤本　雅伸
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４４５号
大阪府三島郡島本町桜井１丁目12番18号
債務者　横田　慎司
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５０７号
大阪府茨木市元町７番18―701号
債務者　大月　英治
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１２号
大阪府東大阪市若江南町２丁目９番47号　コンフォール若江303号
債務者　上田　京太
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１４号
大阪市生野区小路東２丁目２番11号
債務者　竹中　智美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４８号
大阪市港区築港１丁目12番８―501号
債務者　森井　千博
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３７号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番60―702号
債務者　南　恵美子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６５１号
大阪府大東市御供田１丁目14番19号
債務者　浅山　誠治
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６５２号
大阪府大東市御供田１丁目14番19号
債務者　浅山　富子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７６号
大阪市阿倍野区美章園２丁目４番７号
債務者　一ＰＩＮこと　涌田　一也
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９５号
大阪府豊中市新千里北町２丁目41番Ｂ９―302号
債務者　三木　繁春
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７１５号
大阪府大東市深野３丁目16番403号
債務者　松下　初子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６９号
大阪府豊中市柴原町５丁目13番16号
債務者　野口　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５２号
大阪市東淀川区東中島３丁目15番９号　成和ハイツ４－Ｃ号
債務者　井上　明彦
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０００号
大阪府東大阪市六万寺町２丁目５番４号
債務者　岸本美智子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１０号
大阪府大東市扇町１番21号　ウイングハイツ扇町106号
債務者　谷本　義隆
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部